

枚方市人事行政の運営等の状況の公表

平成26年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市はこれまで、平成13年12月に策定した第2次行政改革推進実施計画を引き継ぐとともに、一層踏み込んだ構造改革の具体化を図るため、平成18年3月に策定した構造改革アクションプラン(平成23年4月改定)に基づき、平成25年4月までに普通会計で700人、特別・企業会計で70人を削減する(平成16年4月比)目標を設定し、職員数の適正化に取り組んできました。

今後は、平成26年3月に策定した「枚方市職員定数基本方針」に基づき、新たな行政需要に対応しつつ、職員数と総人件費の適正化に取り組んでいきます。

各機関における取り組み

教育委員会では、平成24年度から実施している小学校第3学年までの少人数学級編制及び生徒指導体制の充実のため、市費による任期付教員を配置しました。

また、授業等における学校図書館の活用を促進し、子どもの読書力の向上を図り、学力向上につなげるため、3中学校区を実践研究校区とし、学校司書を配置しました。

さらに、平成26年4月からの中核市移行により、従来、大阪府教育委員会が実施してきた府費負担教職員の初任者研修等の法定研修を本市教育委員会で実施するために、教職員研修体制を整えました。

上下水道事業では、平成23年4月の水道・下水道事業の組織統合以降、事業運営の効率化を図ってきました。また、業務の見直しや民間活力の導入などを進め、職員数の適正化に取り組むとともに、特に専門性を要求される業務については、セーフティネットの確保に向けた職員配置に努めてきました。

今後も、水道・下水道両事業を総合的に捉え、より効率的・効果的に機能する組織体制の構築を図ります。

病院事業では、新病院(平成26年9月開院)における診療体制確保のために、以前より、計画的に医療スタッフの採用を進めてきました。

平成26年度においても、放射線治療をはじめとするがん治療や身体にやさしい内視鏡手術、緩和ケアなどの特色ある医療を提供できるよう、診療体制の更なる充実を図るために、放射線科医や精神科医などの医師をはじめ、看護師や医療技術員の確保を行うとともに、各種教育研修等を実施し、人材育成にも努めました。

市全体としては、厳しい財政状況が続く中でも安定した行政運営を行うため、平成26年3月に策定した「枚方市職員定数基本方針」に基づき、職員数の適正化に取り組みました。平成26年度については、中核市移行により移譲を受けた保健所業務の体制強化や総合文化施設建設に向けての体制整備、また、本市独自の小学校第4学年までの少人数(35人)学級や市立ひらかた病院における医療体制の充実などに取り組む一方で、民間活力を活用した保育所民営化や市立幼稚園の閉園などにも取り組み、職員数の適正化に努めました。

今後も、本方針に沿った取り組みを行うとともに、新たな行政課題に対応できる体制を確保しながら、職員数と総人件費の適正化を進めていきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式(総務事務次官通知 平成17年8月29日 総行給第103号 及び、公務員部長通知 平成26年4月16日 総行給第22号)を基本として公表しています。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

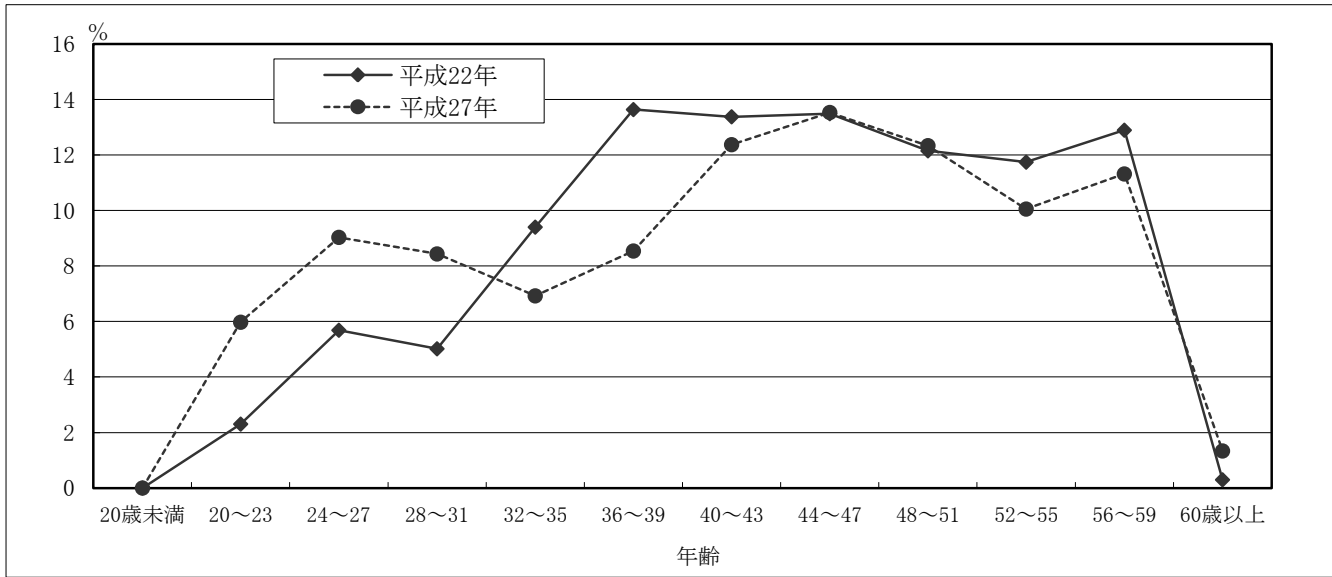
(単位:人)

部 門	区 分	職 員 数		平成27年(対前年)			平成26～27年の主な増減理由	
		平成26年	平成27年	増員	減員	差引		
普通会計部門	一般行政部門	議会	19	19	0	0	0	
		総務	358	369	35	24	11	国勢調査実施本部の新設(増) 機構改革による企画開発業務の体制充実(増)
		税務	105	107	2	0	2	税務業務の体制充実(増)
		民生	597	601	20	16	4	民生一般業務の体制充実(増) 福祉事務所業務の体制充実(増)
		衛生	409	411	9	7	2	保健所業務の体制充実(増) ごみ処理業務の体制見直し(減)
		労働	4	4	0	0	0	
		農林水産	15	15	0	0	0	
		商工	9	9	0	0	0	
		土木	244	273	43	14	29	土木一般業務の体制充実(増) 用地買収業務の体制充実(増)
		計	1,760	1,808	109	61	48	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.4人 (中核市45市の人口1万人当たり職員数 44.0人)
	教育部門	328	344	32	16	16	小学校教育の体制強化(増)	
	小計	2,088	2,152	141	77	64	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.8人 (中核市45市の人口1万人当たり職員数 53.4人)	
公営企業等会計部門	病院	396	417	27	6	21	新病院開院に伴う医療体制充実(増)	
	水道	97	96	1	2	△ 1	上水道事業の体制見直し(減)	
	下水道	104	102	2	4	△ 2	下水道事業の体制見直し(減)	
	その他	78	79	2	1	1	国民健康保険室業務の体制強化(増)	
	小計	675	694	32	13	19		
定員管理調査合計		2,763	2,846	173	90	83	<参考> 人口1万人当たり職員数69.8人	
[]内は 条例定数の合計		[3,181]	[3,181]	-	-	-		

[注] 定員管理調査とは総務省が毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは平成22年と平成27年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	
平成22年	1	62	153	135	253	367	
平成27年	5	170	257	240	197	243	
区分	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成22年	360	363	327	316	347	8	2,692
平成27年	352	385	351	286	322	38	2,846

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政部門		1,781	1,715	1,654	1,669	1,760	1,808	27 (1.5%)
教育部門		335	316	315	319	328	344	9 (2.7%)
普通会計計		2,116	2,031	1,969	1,988	2,088	2,152	36 (1.7%)
公営企業等会計計		576	628	639	653	675	694	118 (20.5%)
総合計		2,692	2,659	2,608	2,641	2,763	2,846	154 (5.7%)

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(平成27年4月1日現在)

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
事務職員	事務員	906	319
	福祉主事	71	24
	児童指導員	2	2
	図書館司書	37	11
	体育指導員	3	1
	保育士	214	212
	介護職員	1	-
	巡回相談員	1	1
	家庭児童相談員	3	3
	心理相談員	2	2
	発達相談員	1	1
	臨床心理士	9	9
	医療ソーシャルワーカー	1	-
	小計	1,251	585
技術職員	土木技術者	222	5
	建築技術者	61	14
	機械技術者	26	1
	化学技術者	38	6
	電気技術者	22	-
	設備技術者	2	-
	運転手	33	-
	運転手兼作業員	19	-
	作業員	254	3

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
技術職員	調理員	73	40
	用務員	11	7
	校務員	29	14
	電話交換手	2	2
	水道現業員	20	-
	保健師・助産師	75	75
	看護師	265	255
	准看護師	9	9
	放射線技師	21	6
	検査技師	19	11
	薬剤師	30	20
	栄養士	14	14
	獣医師	5	3
	その他医療技術者	21	7
小計	1,271	492	
その他	医師	49	12
	教諭	24	24
	指導主事	41	8
小計	114	44	
合計	2,636	1,121	

[注] 各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	うち女性数	人数	うち女性数	人数	うち女性数
理事	8	2	6	2	7	1
部長	20	-	24	-	22	2
参事	19	1	16	1	17	2
次長	40	5	47	7	41	4
副参事	33	3	34	4	45	8
課長	89	17	98	17	97	19
主幹	20	3	20	4	22	4
課長代理	284	65	304	72	312	75
係長	530	165	549	172	582	190
主任(主査級)	45	21	37	22	37	24
統括主任	33	25	29	25	21	18
主任	828	371	771	362	725	354
一般職員	419	280	489	329	594	376
その他	107	41	113	43	114	44
計	2,475	999	2,537	1,060	2,636	1,121

[注1] 各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含んでいます。

[注2] 「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・平成26年度)

次表は、平成26年度中におこなった、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。
(単位:件)

機関名	採用	異動	休職	復職	退職	育休
市長部局	83	426	19	11	40	41
市立ひらかた病院	51	28	4	6	26	33
上下水道局	5	47	3	3	11	-
市議会事務局	-	9	-	-	-	-
教育委員会	21	62	1	2	17	6
監査委員事務局	-	3	-	-	1	-
選挙管理委員会事務局	-	3	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	1	-	-	-	-
計	160	579	27	22	95	80

[注1] 育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含みます)。

[注2] 退職には死亡者は含んでいません(発令を伴わないため)。

[注3] 府等との人事交流による派遣は除いています。

(7) 職員採用試験実施状況(平成26年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものと定められています。平成26年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員A	813	671	67
事務員B	13	13	2
土木技術者	47	32	18
建築技術者	21	19	10
機械技術者	16	12	3
電気技術者	14	10	3
化学技術者	23	18	2
行政的看護師	4	4	2
行政的放射線技師	4	3	1
行政的獣医師	4	3	1
行政的薬剤師	14	9	4
臨床心理士	20	17	3
行政的保健師	5	5	3
保育士	54	53	8
作業員	27	24	8
調理員	29	27	3
助産師	1	1	1
薬剤師	6	5	2
看護師	45	45	38
医療ソーシャルワーカー	5	5	1
言語聴覚士	5	5	1
臨床検査技師	5	5	2
診療放射線技師	1	1	1
幼稚園教諭	25	25	2
計	1,201	1,012	186

[注1] 各任命権者分を含みます。

[注2] 事務員Aは、大学卒・大学卒以外に福祉などの有資格者も対象としています。

[注3] 事務員Bは、身体障害者手帳に記載の身体障害者等級表による等級が1級～4級までの人を対象としています。

[注4] 土木技術者・建築技術者・機械技術者・電気技術者・化学技術者は、大学卒・大学卒以外にそれぞれの技術者の資格を有した民間企業等実務経験者も対象としています。

II 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などにに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)25年度の 人件費率
26年度	407,528人	1,231億9,010万円	18億7,643万円	204億1,374万円 (201億9,268万円)	16.6%	16.9%

〔注1〕 人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

〔注2〕 人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。

〔注3〕 普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

〔注4〕 上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	1,934	75億5,008万円	21億5,128万円	30億6,092万円	127億6,228万円	660万円	
【 参 考 値 】							
		給 与 費				一人当たり給与 費C/A	類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 C		
		85億4,479万円	23億5,566万円	33億5,511万円	142億5,556万円	737万円	620万円

【参考】平成27年度一般会計予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	1,975	77億3,395万円	21億4,766万円	31億3,278万円	130億1,439万円	659万円

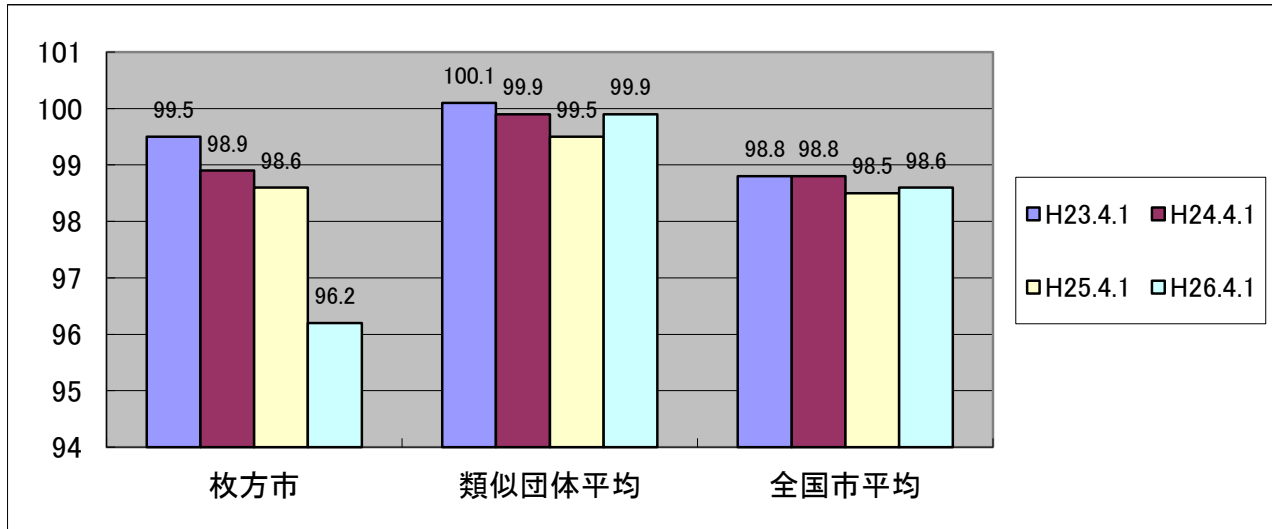
〔注1〕 職員数は、短時間勤務職員及び再任用職員を除いた人数です。

〔注2〕 平成26年度の【参考値】は、総務省が指定した共通の様式に基づき短時間勤務職員の給与を含むものであるため、一人当たり給与費(C/A)の欄については、短時間勤務職員分を含んだ給与費を、短時間勤務職員を含まない職員数で除した金額となっています。

〔注3〕 一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち、特別会計(国民健康保険など)と企業会計(上下水道局及び市立ひらかた病院)を除いたものをいいます。

〔注4〕 上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- [注1] ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- [注2] 類似団体とは、人口規模・産業構造が本市と類似している団体(総務省提供「都道府県別類似団体名一覧表」による。以下の給与関係の公表において同じ。上図の類似団体のうち、H23.4.1～H25.4.1は特例市、H26.4.1は中核市。)のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- [注3] 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の額です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容
 (給料表の改定実施時期)
 平成27年4月1日
 (内容)
 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。50歳台後半層においては最大4%引下げ。激変緩和のため、経過措置を実施。内容は、平成30年4月1日の給料月額が、平成27年3月31日の給料月額から5,000円以上減額となる場合は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額を1年ごとに減額して支給。それ以外の場合は、国どおり3年間(平成30年3月31日まで)、平成27年3月31日の給料月額を支給する。
 再任用職員及び特定任期付職員については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、平成27年3月31日の給料月額を支給し、平成28年4月1日に新たな給料月額に切替え。
 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の支給割合の見直し

[本市では国基準10%と支給割合は変わらないため、見直しは実施していません。]

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
枚方市	44.1 歳	322,094 円	437,876 円	392,539 円
大阪府	42.9 歳	325,742 円	437,413 円	383,104 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	41.9 歳	324,583 円	412,561 円	369,919 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員						
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース 試算値(B)	
枚方市	45.1 歳	255 人	311,376 円	383,235 円	361,286 円	5,979,072 円	
うち 清掃職員	45.6 歳	139 人	317,084 円	396,341 円	369,381 円	6,189,602 円	
うち 学校給食員	42.4 歳	35 人	293,878 円	352,354 円	344,122 円	5,505,046 円	
うち 用務員	48.4 歳	25 人	324,229 円	371,782 円	364,913 円	5,818,905 円	
うち 自動車運転手	45.6 歳	5 人	289,817 円	369,667 円	339,351 円	5,649,059 円	
大阪府	50.8 歳	679 人	314,793 円	399,410 円	368,321 円	6,307,020 円	
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	— 円	
類似団体	47.8 歳	290 人	330,820 円	392,126 円	362,360 円	— 円	

民 間 ※1				参考		民 間 ※2		参考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース 試算値(D)	A/C	B/D	平均年齢	平均給与月額 (E)	A/E
廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,100 円	3,939,100 円	1.38	1.57	—	—	—
調理士	43.0 歳	247,000 円	3,296,700 円	1.43	1.67	—	—	—
用務員	54.3 歳	199,300 円	2,747,000 円	1.87	2.12	—	—	—
自家用乗用自動車運転者	55.8 歳	237,500 円	3,129,300 円	1.56	1.81	51.6 歳	454,340 円	0.81

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	36.3 歳	294,939 円	371,474 円
大阪府	40.4 歳	341,191 円	413,173 円
類似団体	40.0 歳	320,141 円	368,773 円

- [注1] 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
- [注2] 「民間 ※1」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(平成23～25年の3ヵ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。
- [注3] 「民間 ※2」は、平成26年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている平成26年職種別民間給与実態調査(企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)の「きまって支給する給与」の額を使用しています(平成26年4月分)。
- [注4] 年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	枚方市	大阪府	国
一般行政職	大学 卒 182,084 円 (185,800)	177,549 円 (178,800)	総合職 181,200 円
			一般職 172,200 円
	高校 卒 152,586 円 (155,700)	143,489 円 (144,500)	140,100 円
技能労務職	高校 卒 149,548 円 (152,600)	147,957 円 (149,000)	— 円

- [注1] 平成24年4月1日より技能労務職給料表を新設しました。
- [注2] 大阪府の()内の額は、大阪府独自の給与カット措置がないとした場合の額(減額前の額)です。
- [注3] 枚方市の()内の額は、平成25年11月1日から平成26年4月30日の間実施した給与減額措置がないとした場合の額(減額前の額)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学 卒	271,300 円	347,844 円	384,433 円	398,931 円
	高校 卒	232,500 円	319,643 円	350,021 円	374,327 円
技能労務職	高校 卒	— 円	316,340 円	338,773 円	353,640 円

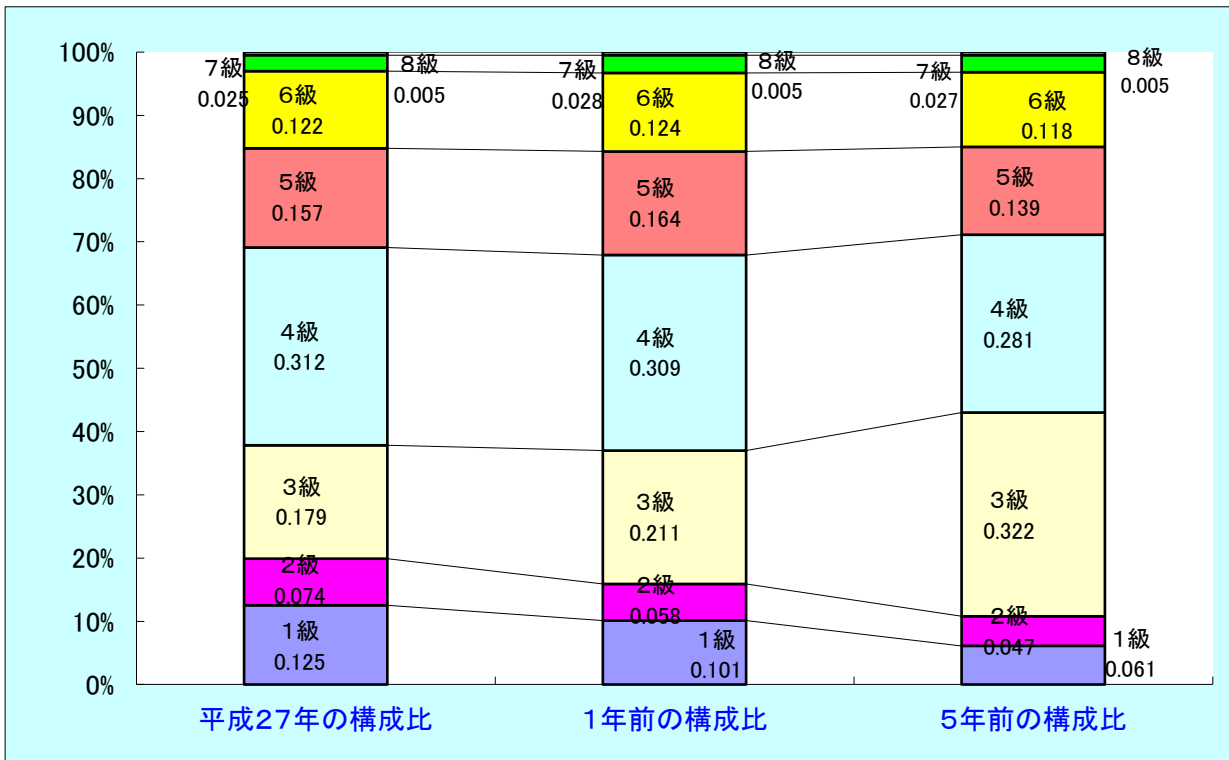
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	一般職員	162 人	12.5 %	137,600 円	244,900 円
2 級	一般職員	96 人	7.4 %	187,700 円	312,000 円
3 級	統括主任・主任	232 人	17.9 %	223,900 円	394,400 円
4 級	係長	404 人	31.2 %	258,300 円	395,800 円
5 級	課長代理	203 人	15.7 %	285,000 円	400,800 円
6 級	次長・課長・主幹	158 人	12.2 %	360,100 円	442,600 円
7 級	部長・参事	33 人	2.6 %	405,800 円	466,300 円
8 級	理事	7 人	0.5 %	456,100 円	525,200 円

〔注1〕 枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本市では、平成10年度に「勤務評価制度」と業績を評価する「目標管理制度」を導入しましたが、それまでの整理を踏まえ、個々の制度を平成18年度に「総合評価制度」として充実・整理しました。この「総合評価制度」は、職員の職務遂行能力、取り組み姿勢及び成果・実績を的確に把握し、かつ適正に評価し、結果を異動・昇任・給与等に活用することで、職員のやる気を高め、意識改革を図るとともに、都市経営を支える職員を育む、庁内活性化・人材育成といった人事諸制度の基盤と位置づけて実施しています。

これまでから「総合評価制度」の実効性を確保するため、課長代理級以上の職員を対象に、勤勉手当の成績率への反映を拡大するとともに昇給への反映を実施してきました。また、平成19年度からは、総合的・体系的に人材育成を図る観点から、係長級以下の職員についても試行へ導入した上で、平成26年度から、評価結果を給与へ反映する本格実施したところであり、今後も制度の客観性、納得性のさらなる向上に取り組み、能力及び実績に基づく人事管理を進めていきます。

4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当

枚方市				大阪府				国							
1人当たり平均支給額(25年度) 1,316千円				1人当たり平均支給額(25年度) 1,589千円				—							
(26年度支給割合)				(26年度支給割合)				(26年度支給割合)							
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当					
6 月 期	1.225 (0.65)	月分 月分	0.675 (0.325)	月分 月分	6 月 期	1.225 (0.65)	月分 月分	0.675 (0.325)	月分 月分	6 月 期	1.225 (0.65)	月分 月分	0.675 (0.325)	月分 月分	
12 月 期	1.375 (0.80)	月分 月分	0.825 (0.375)	月分 月分	12 月 期	1.375 (0.80)	月分 月分	0.825 (0.375)	月分 月分	12 月 期	1.375 (0.80)	月分 月分	0.825 (0.375)	月分 月分	
計		2.60 (1.45)		1.5 (0.7)		計		2.60 (1.45)		計		2.60 (1.45)		1.5 (0.7)	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)							
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%							

〔注1〕 期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

〔注2〕 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

※ 3-(2)「昇給への勤務成績の反映状況」の項に記載のとおり

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

枚方市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～45%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成8年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
26年度1人当たり平均支給額	2,997 千円	23,115 千円			

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化しました。

〔注4〕 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		975,442 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		376,140 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	2,591 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		96.2 (96.2)	

〔注〕 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した市域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		3,426 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		28,524 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		3.5 %		
手当の種類(手当数)		9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	279 千円	1件当たり①160円 ②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	41 千円	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など		
		狂犬病予防法に基づく予防注射または検診		日額450円
		狂犬病予防法に基づく捕獲または薬殺		
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	—	1件当たり1,000円
社会福祉業務手当	課長代理以下	社会福祉法に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	1,424 千円	日額300円
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の立会い及び訪問による相談・指導業務		
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	—	日額300円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	—	1回当たり410～ 1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	61 千円	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業		
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出勤し行なう作業など		
教員特殊業務手当	幼稚園教諭(園長除く)、小学校及び中学校講師	非常災害時の緊急業務	876 千円	日額2,800～ 12,800円
		修学旅行等で宿泊を伴う業務		
		クラブ活動等における児童生徒の指導業務		
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	745 千円	月額2,000円
		例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など		

[注] 特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	583,613 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	294 千円
支給実績(25年度決算)	537,460 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	275 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	237,870 千円	248,160 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	100,009 千円	310,020 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 2,300円 (以降2kmごとに900円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 4,480円 (以降2kmごとに2,240円(20km以上は2kmごとに1,920円)加算)	異なる	【交通機関利用者】 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じてのみ算出し支給 月額31,600円支給限度 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 (以降5kmごとに2,900円(40km以上45km未満は2,800円、45km以上は5kmごとに1,800円)加算)	239,045 千円	106,668 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 月額46,300円 ～139,300円	351,189 千円	675,576 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200円支給	—	—

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	1,023,000 円 (900,240) 円	(参考)類似団体における最高/最低額
			1,206,000 円 / 565,000 円
報 酬	副 市 長	890,000 円 (801,000) 円	974,000 円 / 708,900 円
	議 長	766,000 円 (720,000) 円	827,000 円 / 625,000 円
期 末 手 当	副 議 長	727,000 円 (683,300) 円	748,000 円 / 555,000 円
	議 員	669,000 円 (628,800) 円	700,000 円 / 510,000 円
退 職 手 当	市 長	(平成26年度支給割合) 4.1月分	
	副 市 長	(平成26年度支給割合) 4.1月分	
備 考	市 長	算定方式 (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職月数×50/100 24,552,000	
		給料月額×在職月数×30/100 12,816,000	任期ごとに支給
		—	

- [注1] 市長及び副市長の()内の数字は、平成25年11月1日から平成26年4月30日まで実施した給与減額措置(市長は12%、副市長は10%給料月額を減額)後の額です。
- [注2] 議長、副議長及び議員の()内の数字は、特別措置による給料月額6%相当額減額(平成24年4月1日から実施)後の額です。
- [注3] 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度 水道事業会計	56億6,820万円	14億4,997万円	7億7,439万円	13.7%	14.0%
26年度 下水道事業会計	105億318万円	24億5,529万円	6億5,891万円	6.3%	5.6%

- [注1] 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(水道事業会計235,553千円、下水道事業会計342,412千円)を含んでいません。
- [注2] 職員給与費には賞与等引当金繰入額(水道事業会計46,198千円、下水道事業会計11,893千円)、退職給付引当金繰入額(水道事業会計109,818千円、下水道事業会計84,488千円)を含んでいます。

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			計 B
26年度	194	7億9,959万円	2億2,702万円	2億8,346万円	13億1,007万円	675万円	612万円

- [注1] 給与費には、上下水道事業管理者、再任用職員及び一般職非常勤職員に支給する給料等は含んでいません。
- [注2] 職員手当には退職手当を含んでいません。
- [注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市上下水道局	45.9 歳	401,894 円	574,591 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

- [注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
- [注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
- [注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市上下水道局		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,510千円		1,316千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.5 月分	2.60 月分	1.5 月分
(1.45) 月分	(0.7) 月分	(1.45) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 3~20%		役職加算 3~20%	

[注] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

枚方市上下水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前勸奨退職者2~20%			その他の加算措置 定年前勸奨退職者2~20%		
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
平成26年度1人当たり平均支給額	0 千円	23,868 千円	平成26年度1人当たり平均支給額	2,997 千円	23,115 千円

[注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

[注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

[注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

[注4] 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)				97,228 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				416,841 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
全地域	10 %	231 人	10 %	

エ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)				750 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				27,013 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)				12 %
手当の種類(手当数)				2 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	730 千円	月額2,000円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	—	月額220~650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業	—	
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部)	—	
		災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業	—	
		風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行なう作業など	20 千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	46,902 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	258 千円
支給実績(25年度決算)	54,374 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	287 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	30,194 千円	245,647 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃—12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃—23,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	8,432 千円	305,692 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 2,300円 (以降2kmごとに900円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 4,480円 (以降2kmごとに2,240円(20km以上は2kmごとに1,920円)加算)	同じ	—	25,705 千円	192,545 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	同じ	—	34,604 千円	647,811 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	85億5,714万円	▲3億385万円	34億8,890万円	40.8%	49.3%

〔注1〕 総費用については、新会計基準適用による特別損失の過年度分引当金繰入額相当額1,546,242千円を除き、平成26年度分引当金繰入額249,416千円を含んでいます。

〔注2〕 職員給与費には賞与等引当金繰入額224,611千円、退職給付引当金繰入額23,231千円を含んでいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	409	14億5,458万円	8億1,328万円	5億8,969万円	28億5,755万円	699万円	672万円

〔注1〕 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費で、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕 職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
市立ひらかた病院	40.5 歳	329,404 円	576,652 円
うち 医師	46.6 歳	529,362 円	1,270,957 円
うち 看護師	38.6 歳	285,351 円	459,326 円
うち 事務局員	47.0 歳	404,303 円	660,049 円
団 体 平 均	—	—	—
うち 医師	44.4 歳	560,530 円	1,380,815 円
うち 看護師	38.7 歳	283,693 円	449,098 円
うち 事務局員	43.3 歳	324,843 円	496,446 円

〔注1〕 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市立ひらかた病院		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,345千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,316千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	

〔注〕 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

市立ひらかた病院			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%		その他の加算措置		
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
26年度1人当たり平均支給額	1,266 千円	19,487 千円	26年度1人当たり平均支給額	2,997 千円	23,115 千円

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)				155,117 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				375,586 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
全地域	10 %	413 人	10 %	

エ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)				319,333 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				1,108,795 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)				70.5 %
手当の種類(手当数)				7 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	320 千円	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査	327 千円	日額: 医師380円、 看護師290円、 技師90円
診療手当	医師	診療業務	236,014 千円	診療局各科の当該 月の収入額等に応 じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	82,399 千円	1回当たり2,000～ 9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	261 千円	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等	—	日額220～650円
業務管理手当	主任技術者	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	12 千円	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	103,438 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	253 千円
支給実績(25年度決算)	67,510 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	177 千円

〔注〕 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	24,837 千円	216,757 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	28,782 千円	315,426 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 2,300円 (以降2kmごとに900円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 4,480円 (以降2kmごとに2,240円(20km以上は2kmごとに1,920円)加算)	同じ	—	39,519 千円	125,657 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	同じ	—	59,100 千円	667,167 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 67,250円 16年以上17年未満 66,550円 17年以上18年未満 65,850円 18年以上19年未満 65,150円 19年以上20年未満 64,440円 20年以上21年未満 63,740円 21年以上22年未満 60,500円 22年以上23年未満 57,320円 23年以上24年未満 54,080円 24年以上25年未満 50,920円	異なる	左記のとおり	38,121 千円	806,796 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(平成27年4月1日現在)

勤務時間など	本庁などの場合 月～金曜日(休日除く) 勤務時間:午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分
--------	--

〔注1〕 休憩時間については、平成18年10月1日に廃止しました。

〔注2〕 職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。このほか、時差出勤や3交替などの勤務形態があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別・平成26年度)

区分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延職員数(人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市長部局	18,721.2	11.4	14,941.9	9.1	2,424.6	1.5	19,630
市立ひらかた病院	2,350.1	6.0	2,669.0	6.8	791.0	2.0	4,724
上下水道局	2,468.4	13.0	1,508.5	7.9	268.0	1.4	2,280
市議会事務局	132.2	7.0	123.5	6.5	-	-	228
教育委員会	2,717.9	10.5	2,385.2	9.2	216.0	0.8	3,106
監査委員事務局	41.1	5.1	62.6	7.8	-	-	96
選挙管理委員会事務局	70.9	10.7	69.3	9.9	72.0	10.3	84
農業委員会事務局	80.5	11.5	61.5	8.8	45.0	6.4	84
計/平均	26,582.3	10.6	21,821.5	8.7	3,816.6	1.5	30,232

〔注1〕 休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

〔注2〕 上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(平成27年4月1日現在)

種類	付与期間
ドナー休暇	必要と認められる日又は時間
ボランティア休暇	1年度に5日以内
結婚休暇	7日
妊娠休暇	1日に1時間以内
出産休暇	産前産後それぞれ8週間
育児休暇	1日に1時間以内
看護休暇	1年度に7日以内(看護が必要な者が2名以上の場合は10日)
親族死亡休暇	続柄に応じ付与(例)配偶者、実父母及び実子・・・7日など
夏季休暇	7日以内
長期在職休暇	在職10年・・・3日、在職20年・・・3日、52歳に達する日の属する年度・・・5日
短期介護休暇	5日(要介護者が2名以上は10日)

〔注〕 特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 時間外勤務の状況(機関別・平成26年度)

(単位:時間・人)

区分	時間外勤務時間数	延職員数	1人あたり月時間数
市長部局	168,039	15,016	11.19
市立ひらかた病院	39,331	3,613	10.89
上下水道局	17,600	1,674	10.51
市議会事務局	1,559	156	9.99
教育委員会	17,631	1,912	9.22
監査委員事務局	575	60	9.58
選挙管理委員会事務局	910	36	25.28
農業委員会事務局	283	48	5.90
計	245,928	22,515	10.92

〔注〕 時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

IV 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(平成26年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
-	-	27	-	27

[注] 各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分等者数(平成26年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追究して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
平成26年5月30日	停職	1	窃盗罪
平成26年7月18日	減給	1	生活保護受給者への不適切な対応
平成27年1月30日	減給	1	代理打刻及び手当の不正受給
平成27年1月30日	減給	1	代理打刻
平成27年2月20日	戒告	1	公用車の不正使用

[注] 各任命権者分を含みます。

<参考> ◆平成27年度(9月30日現在)

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
平成27年4月28日	減給	2	勤務時間中におけるインターネットの私的な閲覧
平成27年9月11日	停職	1	公舎の不適切な使用

V 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況(平成26年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。平成26年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数	事 例
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	4	地域の支部役員への就任等
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	11	相続した不動産の経営等
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	6	勤務時間外に、報酬を得て試験監督者に従事等
計	21	

[注] 各任命権者分を含みます。

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

都市経営を支える職員の育成に向けて、平成25年1月に策定した枚方市の人材育成基本方針「職員の成長を支えるための基本方針 ～『自立』から『自律』へ～」に則り、採用から退職までのそれぞれのステージにおいて必要な知識、判断力、政策形成能力などを高めるための研修を実施し、職員の意識改革・能力開発に取り組んでいます。

(1) 研修の実施状況(平成26年度)

① 職場外研修

(単位:日、人)

研修名		対象者	日数	受講者数
職場研修	職場研修主担者説明会	職場研修主担者	2	98
管理・監督・一般職員研修(階層別研修)	新入職員研修(4月)	平成26年4月入職の職員	4	88
	新入職員研修(6月)	平成26年4月入職の職員	1	87
		平成26年6月入職の職員	3	4
	新入職員研修(7月)	平成26年7月入職の職員	2	1
	新入職員フォローアップ研修	平成26年4月、6月、7月入職の職員	2	90
	新入職員フォローアップ研修(市民インタビュー)	平成26年4月、6月、7月入職の職員	—	91
	地方公務員法研修	平成26年4月、6月、7月入職の職員	1	85
	地方自治法研修	平成25年度入職(入職2年目)の職員	2	89
	憲法研修	平成24年度入職(入職3年目)の職員	1	44
	コミュニケーション(入職2年目)	平成25年度入職(入職2年目)の職員	3	91
	大阪人権博物館体験研修	平成23年度入職(入職4年目)の職員	1	49
	入職5年目研修	平成22年度入職(入職5年目)の職員	1	42
	キャリアデザイン研修	入職10年目または主任2年目で、キャリアデザイン研修未受講の職員	1	29
	新任主任基本研修	新任主任	1	44
	新任係長基本研修	新任係長	1	89
	新任課長代理基本研修	新任課長代理	1	46
	新任課長基本研修	新任課長(級)	1	28
	新任主任研修(問題発見・解決力向上)	新任主任	1	37
	新任係長研修(政策形成)	新任係長	3	96
	新任課長代理研修(労務管理・コミュニケーション)	新任課長代理	2	46
	新任課長(級)研修(リスクマネジメント)	新任課長(級)	1	20
	業務改善研修	課長及び施設の長	3	149
	新入職員指導育成者研修	新入職員指導育成者及び希望する所属長	2	78
	人材育成(評価者)研修	新任課長代理	1	61
	人材育成(評価者)研修	課長(級)職員、課長代理(新任課長代理は除く)	7	463
	理事・部長研修	理事・部長(級)職員	1	54
	次長・課長研修	次長・課長(級)職員	1	72
定年前職員(59歳・60歳)研修	平成26年度に59歳、60歳となる職員	2	77	
新入任期付職員研修	平成25年度当該研修実施後に新規採用された任期付職員、一般職非常勤職員及び希望する特別職非常勤職員(未受講に限る)	2	98	

研修名			対象者	日数	受講者数	
能力開発・専門研修	公募型スキルアップ研修	前期	電話クレーム対応研修	希望する職員	1	14
			ワンペーパーでプレゼンテーション研修	希望する職員	1	11
			段取り力向上研修	希望する職員	1	18
		後期	ハードクレーム対応研修	希望する職員	1	11
			ビジネス文書レベルアップ研修	希望する職員	1	24
			データ活用研修	希望する職員	1	13
			手話研修(1回目)	(公募による)	1	36
			手話研修(2・3回目)	希望する職員	2	14
			専門研修「職員力を高めよう! その⑩」(研修参加者報告会)	(公募による)	1	27
	派遣研修		コアパーソン育成派遣研修	(公募による)	-	15
		先進都市視察等派遣研修	(公募による)	-	9	
		派遣研修(人事課予算分)	(公募による)	-	28	
		長期派遣研修(国・大阪府)	-	-	3	
		河北研修協議会主催研修	平成26年度入職の職員、希望する職員	-	96	
		マッセOSAKA派遣研修	希望する職員	-	111	
		その他派遣	(公募による)	-	124	
公務員基礎研修		人権研修	次長・課長(級)職員	2	177	
		人権研修	新任課長代理	1	52	
		人権研修	新任係長、新任主任	2	130	
		ハラスメント防止研修	理事・部長・参事・次長・副参事(級)職員(再任用職員除く)	3	82	
		公務員倫理研修	課長及び職場研修主担者	3	223	
		メンタルヘルス(ラインケア)研修	課長及び施設の長	2	162	
		メンタルヘルス(セルフケア)研修	希望する職員	1	29	
		男女共同参画推進研修	男女共同参画推進本部幹事及び男女共同参画推進本部推進担当者	2	116	

[注]各任命権者分を含みます。

② 自主研修

研修名	受講者
自主研究グループ活動支援	5グループ
大学院修学奨励制度	1人
通信研修	7人
資格取得	13人
公開講座受講	5人

[注]各任命権者分を含みます。

③ 職場研修

件数
805件

[注]各任命権者分を含みます。

(2) 評定の状況(総合評価制度(勤務評価制度及び目標管理制度))

※9ページのⅡ-3-(2)「昇給への勤務成績の反映状況」の項に記載のとおり

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生にかかる事業内容等について見直しを行いました。また、平成24年度において任期付短時間勤務職員等に係る事業主負担金の見直しを行いました。

市費負担教職員(指導主事等)、小中学校任期付教職員及び幼稚園教諭等の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。大阪府教職員互助組合に対する事業主負担については、平成22年度に負担比率を引下げました。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況 (単位:千円)

区分	平成26年度			平成27年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
枚方市職員共済会	45,096	24,358	1:0.54	1:0.57
大阪府教職員互助組合	*7,425	1,329	1:0.25	1:0.25

*負担比率の対象とならない生涯福祉掛金1,500円(各一人あたり月額)を含んでいます。

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・平成26年度)

(単位:件)

区分	公務上	通勤途上
市長部局	24	4
市立ひらかた病院	13	2
上下水道局	5	3
市議会事務局	-	-
教育委員会	4	3
監査委員事務局	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-
農業委員会事務局	-	-
計	46	12

Ⅷ 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成26年度)

該当なし

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成26年度)

該当なし

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(平成26年度)

1件

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。